



<p>(点検義務)</p> <p>第11条の3 第7条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該許可の更新の申請をするまでに、当該許可に係る広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による点検は、規則で定める規模を超える広告物又は掲出物件については、広告物又は掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則で定める者にさせなければならない。</p> <p>第12条～第30条 [略]</p> <p>附 則 [略]</p>	<p>第6条 [略]</p> <p>(許可の条件等)</p> <p>第7条 知事は、第4条又は第5条第3項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p> <p>2 前項の許可の期間は、3年を超えない範囲内で規則で定める。</p> <p>3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。</p> <p>第8条～第11条の2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>第12条～第30条 [略]</p> <p>附 則 [略]</p>
---	--